

# 保 温 ボ ト ル の 検 査 マ ニ ュ ア ル

2016年7月21日制定  
一般財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、『保温ボトルのSG基準』に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、疑義が生じた時には当該関係者、製品安全協会、委託検査機関または必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定めるものとする。

## 『2. 適用範囲』に関して

1. 「保温ボトル」とは、野外・室内で使用されるもので、通常、外装にコップをもつものであり、携帯用の下げひもや取っ手(ハンドル)を附属したものを含めるものとする。また、保温・保冷機能を持つ容器で密閉でき、家庭用の電気エネルギーを用いた熱源を付属しないものについて適用する。ただし、内容物を空気圧で押し出すものやボトル構造が分離式のもの、ガラス製のものを除く。

「ボトル構造が分離式のもの」とは本体に別の容器を附属するものをいう。

2. 適用範囲の保温ボトルであるかどうかの判定には、保温効力及び保冷効力とし、保冷専用にあっては保冷効力のみを確保するものとする。

＝保温ボトルの適用範囲＝

(保温効力、保冷効力)

表－１ 保温効力

容量 (L)	保温効力 (°C)				
	卓上用以外のもの				卓上用
	6 時間				10 時間
	内筒の内口径			一口型	
φ39 mm 未満	φ39 mm 以上 φ54 mm 未満	φ54 mm 以上			
0.3 未満	62 以上	—	—	47 以上	
0.3 以上 0.4 未満	66 以上	64 以上	—	53 以上	
0.4 以上 0.6 未満	70 以上	68 以上	66 以上	58 以上	—
0.6 以上 0.9 未満	74 以上	72 以上	70 以上	62 以上	57 以上
0.9 以上 1.2 未満	77 以上	75 以上	73 以上	66 以上	61 以上
1.2 以上 1.5 未満	80 以上	78 以上	76 以上	—	65 以上
1.5 以上 1.8 未満	82 以上	80 以上	78 以上	—	68 以上
1.8 以上 2.3 未満	—	81 以上	79 以上	—	70 以上
2.3 以上	—	—	80 以上	—	71 以上

卓上用のものとは主として室内で使用されるもので、中栓及び取っ手（ハンドル）を取り付け、本体を傾けて注水するものをいう。

表－２ 保冷効力

容量 (L)	保冷効力 (°C)
	6 時間
0.3 未満	13 以下
0.3 以上 0.4 未満	
0.4 以上 0.6 未満	11 以下
0.6 以上 0.9 未満	10 以下
0.9 以上 1.2 未満	9 以下
1.2 以上 1.5 未満	
1.5 以上 1.8 未満	
1.8 以上 2.3 未満	
2.3 以上	

保冷専用とは野外・室内で使用されるもので、開栓して主に飲み口から直接飲むことができるものであり、熱い飲料物の保温用途を禁止し、専ら保冷用途として使用することを目的としたものをいう。

## 『4. 安全性品質』に関して

### 基準 1 (1)

「ばり、まくれ」とは、成型加工、切断加工時のばりやまくれ等をいい、研磨等による除去が不十分なものをいう。

### 基準 1 (2)

「しわ、傷等」とは、胴しめ、縁しめ、巻きしめ、型傷、切削傷、打ち傷、研磨傷、へこみ傷等のものをいう。なお、装飾的な槌目傷、内面のスポット加工のへこみは含まれないものとする。

### 基準確認方法 1(4)

- ①栓とは中栓、栓蓋、飲み口等の総称をいう。
- ②中栓とは容器の開閉部を閉止する機能を持つものをいう。
- ③栓蓋とは本体に付属し、外装の一部を開閉する機能を持つ部分であり、容器の開閉部を閉止する機能を持つものをいう。
- ④飲み口とは本体に付属し、飲料物を直接飲む目的で口を付ける部分であり、筒形状型、ストロー型を含むものをいう。
- ⑤実容量の測定は、付属の栓をしたときの最大容量を確認するものとする。

### 基準確認方法 2

強固な水平面とは水平に固定した厚さ 3 cm 以上の硬質の木板を用いるものとする。

### 基準 3

- ①上蓋（蓋）とは本体に付属し、一部が開閉する機能を持つものをいう。
- ②本体もしくは上蓋に下げひもが取り付けられるものにあっては、下げひも及びその付属品は堅ろうで、容易に外れることなどないこと。

#### 基準確認方法 5

「水平平たんな台」とは表面のあらさがベニヤ合板程度のあらさで 10kg の荷重を載せたとき著しいたわみがないものとする。

#### 基準確認方法 6

本体に常温水を実容量まで入れ、栓及び蓋（上蓋）を取り付けたときの質量をはかり、おもりをかけるときは、その質量の 6 倍に相当するおもりを、また、引張試験機を用いるときは、その質量の 6 倍に相当する力を垂直方向に加えること。

#### 基準確認方法 7

本体に常温水を実容量まで入れ、栓及び蓋（上蓋）を取り付けたときの質量をはかり、おもりをかけるときは、その質量の 10 倍に相当するおもりを、また、引張試験機を用いるときは、その質量の 10 倍に相当する力を垂直方向に加えること。

#### 基準 8

- ① 振動試験器への本体の取付は横向きとし、注ぎ口があるものにあっては下向きに固定すること。
- ② 振動の波形は正弦波で測定すること。

#### 基準確認方法 9 (2)

- ① 「パッキン」とは口ゴム、中栓ゴム、栓パッキンなどの総称をいう。
- ② 「確認」は適切な試験機関が発行する証明書をもっておこなうことでもよいものとする。

#### 基準確認方法 9 (3)

「栓の臭気及び内容物の味」については、栓に臭気がなく、かつ内容湯に味がないこと。ただし、臭気は、わずかに感知できるものは差し支えないものとする。

#### 基準確認方法 9 (4)

「その内容が規定に適合していることを確認すること。」とは適切な試験機関が発行する証明書をもって行うことでもよいものとする。

## 『6. 表示及び取扱説明書』に関して

### 基準 1

- ①「表示」は読みやすく容易に理解できること。
- ②「容易に消えない」とは、接着力の強いシールによる貼付、本体への刻印、印刷等をいい、洗剤等により洗浄しても消えないものをいう。

### 基準 2 (1)

「取扱い説明書の表紙等」とは表紙の次の頁及び裏表紙を含むものとする。

### 基準 2 (12)

「パッキン等は正しく確実に取り付けること。」とは、手順を具体的に記載していることが望ましい。

### 基準 2 (15)

保冷専用のもものと明記されているものにあつては、この限りではない。